

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県営住宅等条例の一部を改正する規則

告示

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による変更の届出の取下げがあった件五件

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件五件

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件

○道路の区域を変更する件

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

公告

○肥料の登録の有効期間を更新した件

○都市計画を変更する件二件

○福島県教育委員会

○公印の使用を廃止した件

規則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第三十八号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営柴宮団地の項中「三十九号棟」の下に「四十号棟、四十二号棟」を、「三十八号棟」の下に「四十一号棟」を加える。

附則

この規則は、平成二十四年六月一日から施行する。

（建築住宅課）

告示

福島県告示第二百六十八号

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件（平成二十四年福島県告示第二百十八号）により告示したイオン福島店に係る届出について、平成二十四年五月二十一日付けで当該届出をした者から取下げの届出があった。

平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百六十九号

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件（平成二十四年福島県告示第二百十九号）により告示したイオン西郷ショッピングセンターに係る届出について、平成二十四年五月二十一日付けで当該届出をした者から取下げの届出があった。

平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百七十号

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件（平成二十四年福島県告示第二百二十号）により告示した相馬ショッピングセンターに係る届出について、平成二十四年五月二十一日付けで当該届出をした者から取下げの届出があった。

平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百七十一号

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件（平成二十四年福島県告示第二百二十一号）により告示したショッピングモールフェスタに係る届出について、平成二十四年五月二十一日付けで当該届出をした者から取下げの届出があった。

平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百七十二号

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件（平成二十四年福島県告示第二百二十二号）により告示した片倉フィラチャーに係る届出について、平成二十四年五月二十一日付けで当該届出をした者から取下げの届出があった。
平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平
（商業まちづくり課）

福島県告示第二百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十四年五月二十九日から同年九月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド福島南店 福島県福島市太平寺字増屋敷五十四ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社ヤマダ電機

代表者の氏名 代表取締役 山田 昇

住所 群馬県高崎市栄町一番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ヤマダ電機

代表者の氏名 代表取締役 山田 昇

住所 群馬県高崎市栄町一番一号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年三月十五日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千七十六平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百七十九台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百七十九台

(二) 収容台数 百三十台

3 荷さばき施設的位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 五十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 四十五立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前十時

(二) 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

数 四か所

(一) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成二十四年五月十五日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年五月二十九日から同年九月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時（ただし、年間八十日午前八時）

(変更後) 午前八時（ただし、年間百日前七時）

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 構内駐車場及び屋内駐車場

(変更後) 午前七時から午後十一時三十分まで (ただし、年間百日午前六時三十分から午後十一時三十分まで)

隔地駐車場 (一) 及び隔地駐車場 (二)

午前八時三十分から午後十時まで

午前七時から午後十一時三十分まで (ただし、年間百日午前六時三十分から午後十一時三十分まで)

隔地駐車場 (一) 及び隔地駐車場 (二)

午前七時三十分から午後十時まで

三 変更しようとする年月日

平成二十四年六月一日

届出年月日

平成二十四年五月二十一日

四 届出をした者

イオンリテール株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年五月二十九日から同年九月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備えて縦覧に供する。

平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番

地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時(ただし、年間八十日午前八時)

(変更後) 午前八時(ただし、年間百日午前七時)

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時から午後十一時三十分まで (ただし、年間八十日午前七時から午後十一時三十分まで)

(変更後) 午前七時から午後十一時三十分まで (ただし、年間百日午前六時から午後十一時三十分まで)

三 変更しようとする年月日

平成二十四年六月一日

四 届出年月日

平成二十四年五月二十一日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年五月二十九日から同年九月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備えて縦覧に供する。

平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

相馬ショッピングセンター 福島県相馬市馬場野字雨田八十八番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時(ただし、年間三日午前八時)

(変更後) 午前八時(ただし、年間百日午前七時)

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 北側駐車場 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで (ただし、年間三日午前七時四十五分から午後十一時十五分まで)

南側駐車場 午前八時四十五分から午後十時(ただし、年間三日午前七時四十五分から午後十時まで)

(変更後) 北側駐車場 午前七時から午後十一時十五分まで (ただし、年間百日午前六時から午後十一時十五分まで)

南側駐車場 午前七時から午後十時まで (ただし、年間百日午前六時から午後十時

まで)

三 変更しようとする年月日

平成二十四年六月一日

四 届出年月日

平成二十四年五月二十一日

五 届出をした者

株式会社和久

福島県告示第二百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年五月二十九日から同年九月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時（ただし、年間二日午前七時）

（変更後）午前八時（ただし、年間百日午前七時）

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時から午後十一時十五分まで（ただし、年間二日午前七時から午後十一時十五分まで）

（変更後）午前七時から午後十一時十五分まで（ただし、年間百日午前六時から午後十一時十五分まで）

三 変更しようとする年月日

平成二十四年六月一日

四 届出年月日

平成二十四年五月二十一日

五 届出をした者

株式会社日和田ショッピングモール イオンリテール株式会社

株式会社日和田ショッピングモール イオンリテール株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年五月二十九日から同年九月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時（ただし、年間八十日午前八時）

（変更後）午前八時（ただし、年間百日午前七時）

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十一時三十分まで（ただし、年間八十日午前七時三十分から午後十一時三十分まで）

（商業まちづくり課）

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時（ただし、年間八十日午前八時）

（変更後）午前八時（ただし、年間百日午前七時）

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）平面駐車場（一）

午前八時三十分から午後十一時三十分まで（ただし、年間八十日午前七時三十分から午後十一時三十分まで）

平面駐車場（二）

午前八時二十分から午後十一時三十分まで（ただし、年間八十日午前七時三十分から午後十一時三十分まで）

屋上駐車場

午前八時三十分から午後九時四十分まで

立体駐車場

午前八時二十分から午後十一時三十分まで

平面駐車場（一）

午前七時三十分から午後十一時三十分まで（ただし、年間百日午前六時三十分から午後十一時三十分まで）

平面駐車場（二）

午前七時三十分から午後十一時三十分まで（ただし、年間百日午前六時三十分から午後十一時三十分まで）

屋上駐車場

午前七時三十分から午後九時四十分まで

立体駐車場

午前七時三十分から午後九時四十分まで

三 変更しようとする年月日

平成二十四年六月一日

四 届出年月日

平成二十四年五月二十一日

五 届出をした者

片倉工業株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年五月二十九日から同年六月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時（ただし、年間八十日午前八時）

（変更後）午前八時（ただし、年間百日午前七時）

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（商業まちづくり課）

823	混合有機 質肥料	片倉有混 710	7.0	1.0	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は、公定規 格のとおり。	片倉チッ カリン 株式会社	東京都千代 田区九段北 一丁目13番 5号	平成27年 5月29日
-----	-------------	-------------	-----	-----	--	---------------------	--------------------------------	----------------

(農業総合センター)

公告第百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県北都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 新たに都市計画に含まれる土地の区域

伊達市保原町柱田のうち滝ノ入、東沢、北向山、西沢、胡桃ケ作の一部の区域
伊達市保原町富沢のうち梅ケ作、明夫内、沼ノ上、下ノ内、松ケ作、柿ケ作の一部の区域

伊達市保原町所沢のうち安住内、入ノ内の一部の区域

伊達市保原町大柳のうち柄窪入、柄窪、大上山、竹柄、前田、大鳥、大日向、山寺の一部の区域

伊達市保原町上保原のうち将帰坂、拾翠崖、内山、内山入、採芝崖、上当築、田向、仏供田、京口、法千在家、中室内、大地内、上古川の一部の区域

伊達市伏黒のうち笹ヶ淵、十文河原、道六神、中曾根、沖前、土井ノ内、宮本、館ノ内、荒屋敷、六角、川岸、八反田の一部の区域

伊達市のうち下川原、岡沼、一本木、日照の一部の区域

伊達郡桑折町のうち界、蒲田、赤坂、一里壇の一部の区域

伊達郡桑折町大字成田のうち新宿、稲山、東向田、馬場、三反田、堰向、橋本、小二反田、半五郎の一部の区域

伊達郡桑折町大字松原のうち沢田、姫松、川原田、日照田、弁天沢、館、館ノ前、狸内、中島、前原の一部の区域

二 新たに都市計画に車線数を定める道路名

一・五・一号霊山桑折線

三 縦覧場所

福島県北建設事務所企画管理部企画調査課、伊達市建設部都市計画課、桑折町地域整備課

四 縦覧期間

平成二十四年五月二十九日から同年六月十二日まで

五 意見書の提出

県北都市計画道路を変更する案について、伊達市内の住民、桑折町内の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、霊山都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 新たに都市計画に含まれる土地の区域

伊達市霊山町下小国のうち清水、荒屋敷、御渡、沼ヶ入、桜町、沖、力持、上ノ台、水境の一部の区域

伊達市霊山町掛田のうち棚押、玉田、大館、宮内、小平山、大平山、北股の一部の区域

二 新たに都市計画に車線数を定める道路名

一・五・一号霊山桑折線

三 縦覧場所

福島県北建設事務所企画管理部企画調査課、伊達市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十四年五月二十九日から同年六月十二日まで

五 意見書の提出

霊山都市計画道路を変更する案について、伊達市内の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

福島県教育委員会

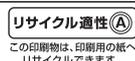
福島県教育委員会告示第二号

福島県いわき海浜自然の家所長印は平成二十三年十一月一日、福島県相馬海浜自然の家所長印は平成二十四年四月一日その使用を廃止した。

平成二十四年五月二十九日

福島県教育委員会

(教育総務課)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第一印刷